

船 商 第 2 1 9 8 号
令和 8 年 1 0 月 5 日

関 係 各 位

船橋市長 松戸 徹

船橋市貨物自動車運送事業者事業継続支援金の周知について（依頼）

平素より、市政にご理解、ご協力賜り誠にありがとうございます。

さて、本市では、物価高騰や人件費高騰の影響を受けている市内貨物自動車運送事業者の安定した物流事業の継続を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市独自の支援策として「船橋市貨物自動車運送事業者事業継続支援金」を交付します。

なお、船橋市内に本店がある場合は、市外（千葉県内に限る）に使用の本拠がある車両も対象となります。

つきましては、本支援金制度の資料を送付いたしますので、周知にご協力くださいますようお願いいたします。

記

《船橋市貨物自動車運送事業者事業継続支援金》

1. 支援額 大型・中型・小型車両 1台あたり 23,000円
 軽車両 1台あたり 8,000円
 1事業者あたり上限 200万円
2. 申請期間 令和 8 年 1 0 月 5 日（月）から令和 9 年 3 月 1 日（月）まで

支援対象者の詳細や提出書類については、別添のパフレットをご確認ください。

【連絡先】

船橋市商工振興課 宮田、白井、明智

TEL：047-436-2474

Email：shokoshinko@city.funabashi.lg.jp